

18歳から君も大人!

4月1日から成年年齢は18歳に 若者の消費者トラブルに注意 ®1027179

過市消費生活センター☎(616)1561

なぜ成年年齢が18歳に引き下げられるの?

近年、公職選挙法の選挙権の年齢が18歳とされるなど、18・19歳の若者にも国政などに参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

なお、世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流となっています。成年年齢の引き下げに伴い、「18歳になったらできること」と「20歳にならないとできないこと」を紹介します(右の記事参照)。

成年になったら「契約」は慎重に!

契約とは、「法的な責任を伴う約束」のことで、お 互いの「申し込み」と「承諾」の意思が一致すると 契約は成立します。



18歳になったら22に注意!

18歳(成年)に達すると、親の同意を得ていなくても、自分の意思で契約が自由にできるようになります。

契約は法的拘束力を持つため、一度 契約をしてしまうと、原則として一方 的に取り消すことはできません。

また、□約束でも契約は成立するので、契約は慎重に行う事が大切です。

18歳になったらできること

- ▼クレジットカードを作るなど、親の同意がなくて も契約ができる。
- ▼10年有効のパスポートを取得できる。
- ▼公認会計士や医師免許などの国家資格を取得できる。

今までと変わらないこと (20歳にならないとできないこと)

- ▼飲酒をする。
- ▼喫煙をする。
- ▼競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う。

18歳・19歳が狙われる!?

未成年者の場合、親の同意を得ずに契約したときは、「未成年者取消権」によって、後からその契約を取り消すことができます。



18歳になったら22に注意!

18歳(成年)に達すると、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分で、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

契約にはさまざまなルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。事業者の中には、社会経験に乏しい成年になったばかりの若者を狙う悪質な業者もいるので、注意が必要です。



「大人な消費者」になるための心得 1004908

- 一、不要だと思ったら、「契約はしない」と勇気を持って断りましょう。
- **二、**クレジット契約は借金と同じです。安易に行わないようにしましょう。 特に、リボ払いは便利ですが、残金が分かりにくいため注意しましょう。
- **三、**クーリング・オフなど、消費者の味方になる制度を活用しましょう。
- 四、契約に関して少しでも不審に思ったり、トラブルに遭ったと感じたりしたら、市消費生活センターに相談しましょう。

\ご相談を受け付けています/

市消費生活センター

(馬場通り4丁目・

- うつのみや表参道スクエア5階)

- ▼相談専用電話 ☎(616)1547。
- ▼電話受付時間 平日=午前9時~午 後5時30分。土・日曜日、祝休日= 午前9時~午後4時30分(年末年始 を除く)。
- **▽対象** 市内在住か通勤通学者。